○総務省経済産業省令第四号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令を次のように定める。

令和四年十一月七日

総務大臣　寺田　稔
経済産業大臣　西村　康稔

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令を廃止する省令

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令（平成十八年総務省経済産業省令第六号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第八十三号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十五条第一号及び第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十五条に基づく国際証明書等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月七日

経済産業大臣　西村　康稔

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十五条に基づく国際証明書等に関する省令の一部を改正する省令

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十五条に基づく国際証明書等に関する省令（平成十三年経済産業省令第二百八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国際証明書の記載事項） **第二条**　法第三十五条第一号の国際証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　［略］ 二　当該機関が相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定（以下「日欧協定」という。）第九条1、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下「日シ協定」という。）第五十三条1又は包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の相互承認に関する議定書（以下「日英協定相互承認議定書」という。）第九条1の規定により登録を受けている適合性評価機関である旨 三～八　［略］ （表示の方式） **第四条**　［略］ 2　前項に規定する登録外国適合性評価機関の氏名又は名称の略称が日欧協定第八条3、日シ協定第五十二条3又は日英協定相互承認議定書第八条3の規定に基づき日欧協定第八条1の合同委員会、日シ協定第五十二条1の合同委員会又は日英協定相互承認議定書第八条1の合同委員会の決定を受けた場合には、その決定を受けた略称は、電気用品安全法施行規則第十七条第二項に規定する承認を受けた略称とみなす。	（国際証明書の記載事項） **第二条**　法第三十五条第一号の国際証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　［略］ 二　当該機関が相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定（以下「日欧協定」という。）第九条1又は新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下「日シ協定」という。）第五十三条1の規定により登録を受けている適合性評価機関である旨 三～八　［略］ （表示の方式） **第四条**　［略］ 2　前項に規定する登録外国適合性評価機関の氏名又は名称の略称が日欧協定第八条3又は日シ協定第五十二条3の規定に基づき日欧協定第八条1の合同委員会又は日シ協定第五十二条1の合同委員会の決定を受けた場合には、その決定を受けた略称は、電気用品安全法施行規則第十七条第二項に規定する承認を受けた略称とみなす。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百三十一号）の施行の日から施行する。